

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

<基本的考え方>

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行の構築が必要である。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築や、ワーク・ライフ・バランスの実現や出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とする視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
待機児童数	23,167人 （平成27年4月）	解消をめざす （平成29年度末）
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	9,945人 （平成26年5月）	解消をめざす （平成31年度末）
地域子育て支援拠点事業	6,538か所 （平成26年度）	8,000か所 （平成31年度）
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合	19% （平成25年度）	25% （平成32年度）

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の基本的方向	
<p>家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す。その際、国際規範・基準の積極的な遵守や、国内における実施強化といった視点にも留意する。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消及び介護離職ゼロ等の実現に向け育児・介護の支援基盤整備を推進する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</p> <p>① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成 27 年 11 月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。 社会保障制度について、平成 28 年 10 月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第 3 号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。 いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。 <p>② 家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法（明治 29 年法律第 89 号）改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。</p> <p>③ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。</p>	<p>内閣府、総務省、財務省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣官房、内閣府、厚生労働省、関係府省、(人事院)</p> <p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備</p> <p>① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なものを含めた保育の需要を把握し、それに対応した必要な保育の受入れ枠を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連 3 法（※）（平成 24 年 8 月成立）に基づく子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>

<p>て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に図る。</p> <p>※ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用等を推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図り、待機児童の解消を目指す。 ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。 ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。 ・ 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。 <p>② 教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p>③ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化等を推進する。</p> <p>④ 医療・介護保険制度については、効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。</p> <p>⑤ 在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実等により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。</p> <p>⑥ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号）について、労働政策審議会での検討を踏まえ、必要な見直しを行い、男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備のために所要の措置を講ずる。</p> <p>⑦ 改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。</p> <p>⑧ 自営業等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを行う。</p>	<p>消費者庁</p> <p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
--	---

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

施策の基本的方向	
<p>人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動を行う。</p> <p>② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。</p> <p>③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。</p> <p>また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「女性の人権ホットライン」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。</p> <p>④ 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。</p> <p>⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。</p>	<p>内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、法務省、外務省、関係府省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p> <p>全府省</p>

【担当府省欄の(人事院)とは、人事院に対して検討を要請するものである。】